

## 深草図書館 ミニ展観

# 「宗教と法に見る現代社会」

### 1. 展観の趣旨と概要

RECの2017年度後期講座のひとつとして、龍谷大学図書館提携講座「宗教と法を考える」が開講されます。この講座と併せて、今回のミニ展観を企画しました。

ミニ展観では、龍谷大学法学部教員が中心となって立ち上げた「宗教法研究会」の活動の成果である『宗教法講座』と『宗教法研究』を中心に、当時の科研費報告書等の資料も展示しています。その後、宗教法研究会は、全国学会である「宗教法学会」の設立にも大きく関わることとなります。

現代社会では、宗教と法を巡ってさまざまな問題が生じています。本ミニ展観では、これまで龍谷大学が取り組んできた宗教法研究の成果を振り返ることにより、宗教と法をめぐる問題について、再考する機会となることを期しています。

### 2. 展観資料

#### <宗教法講座>

- ①『宗教法講座』龍谷大学宗教法研究会編、創刊号～第五号、1977～1980年
- ②『宗教法講座』龍谷大学宗教法研究会編、第六号～第八号、1981～1986年

#### <宗教法研究>

- ①『宗教法研究 第一輯』龍谷大学宗教法研究会編、1979年
- ②『宗教法研究 第二輯』龍谷大学宗教法研究会編、1981年
- ③『宗教法研究 第三輯』龍谷大学宗教法研究会編、1982年
- ④『宗教法研究 第四輯』龍谷大学宗教法研究会編、1983年
- ⑤『宗教法研究 第五輯』龍谷大学宗教法研究会編、1983年
- ⑥『宗教法研究 第六輯』龍谷大学宗教法研究会編、1985年
- ⑦『宗教法研究 第七輯』〔宗教事件関係判例集(1)〕龍谷大学宗教法研究会編、1986年
- ⑧『宗教法研究 第八輯』龍谷大学宗教法研究会編、1987年
- ⑨『宗教法研究 第九輯』〔宗教事件関係判例集(2)〕龍谷大学宗教法研究会編、1988年
- ⑩『宗教法研究 第10輯』〔宗教法人法成立に関する資料(1)〕〔宗教法関係図書案内〕龍谷大学宗教法研究会編、1990年
- ⑪『宗教法研究 第11輯』〔宗教法関係資料(2)〕龍谷大学宗教法研究会編、1992年
- ⑫『宗教法研究 第12輯』〔宗教法関係資料(3)〕龍谷大学宗教法研究会編、1993年

<宗教法：宗教学会誌関係>

- ①『宗教法：宗教学会誌』宗教学会編、創刊〔1〕号～4号、1983～1986年
- ②『宗教法：宗教学会誌』宗教学会編、5～8号、1986～1989年
- ③『宗教法：宗教学会誌』宗教学会編、9～13号、1990～1994年

<宗教法関係>

- ①『宗教法入門』龍谷大学宗教法研究会編、新日本法規、1976年
- ②『不法行為・宗教法の研究／民法論第四卷』谷口知平著、有斐閣、1991年

<科学研究費補助金報告書>

- ①『宗教法人組織に関する宗教法的研究』昭和59年度、研究代表：谷口知平
- ②『宗教法人法の成立と教団組織の変化』平成3年度、研究代表：安武敏夫

<REC 講座『宗教と法を考える』講師関連著作：宗教法関係>

- ①『西本願寺寺法と「立憲主義」：近代日本の国家形成と宗教組織』  
平野武、法律文化社、1988年
- ②『信教の自由と宗教的人格権』平野武、法蔵館、1990年
- ③『政教分離裁判と国家神道』平野武、法律文化社、1995年
- ④『宗教と法と裁判』平野武、晃洋書房、1996年
- ⑤『本願寺と憲法：本願寺派の寺法・宗制・宗法の歴史と展開』  
平野武、本多深諦、晃洋書房、2011年
- ⑥『憲法と宗教制度』大石眞、有斐閣、1996年
- ⑦『結社・宗教の自由と団体制に関する主要国の制度：ヨーロッパの場合を中心に』参議院  
憲法調査会事務局、2003年

2. 展覧期日

2017年11月13日（月）～12月8日（金）

以上

<参考資料：『龍谷大学三百五十年史』における宗教法研究会の記述>

第3節 宗教法研究会

宗教法研究会の発足

龍谷大学宗教法研究会の準備的な活動が始まったのは、昭和50（1975）年秋ごろからであったであろう。その前年に第1回の巡回地方無料法律相談が富山県高岡市で始まり、ついで第2回が広島市で行われた。このときの無料法律相談で、主催者が宗門立の龍谷大学法学部ということもあってか、寺院紛争などの宗教団体紛争に関する事件やあるいは墓地問題に関する相談が数件持

ち込まれた。当時のスタッフは、宗教法人法の内容についてさえほとんど理解しておらず、また宗教団体の包括・被包括関係という概念さえまったく知らなかったというのが実状で、いわば宗教団体紛争について無知に近いスタッフが、わずかに民法、商法あるいは民事訴訟法の知識をもとにこれらの宗教団体紛争の相談に対処していたという状況であった。

巡回地方無料相談に参加し、これらの宗教団体紛争の相談を受けた谷口知平教授が、「宗門立大学である龍谷大学法学部として、この宗教法に関する問題を研究課題に取り上げることは、宗門立大学の課題でもあるし、また宗教法という開講科目を持っている法学部としても当然のことである」（宗教法は、法学部開設時に、それまで文学部の開講科目であったものを法学部が継承し、その設置科目としたものであるが、担当者不在を理由に開講されたことはなかった）と主張され、谷口教授の呼びかけに応じて数名の研究者が集まり、昭和48年度の文部省科学研究費の申請をすることになった。この年度は、申請が認められなかったが、翌49年度にはこれが認められ、さらに52年度から54年度にかけて3年間の継続助成を受けることになった。ちなみにこのときの研究課題は、「宗教法の基本的諸問題に関する研究」であり、研究組織は、谷口知平教授、森孝三教授、小畑雄治郎教授、平野武教授、安武敏生教授および永良系二教授の6名であった。これを機会にして、龍谷大学宗教法研究会も、どうにか組織のうえでも財政的にも、一本立ちできるようになった。

## 宗教法講座

宗教法研究会の準備的な活動が始まったのと並行して研究活動が計画され、昭和51年6月22日に谷口知平（編集代表）編『宗教法入門』（新日本法規出版）の刊行、同年7月15日には山下博司文部省文化庁宗務課課長補佐を迎えて宗教法研究会が開催され、それ以後部外者を招いての宗教法研究会が開催されるようになった。

他方では、研究成果を社会に還元することを目的として、宗教法講座（講演会および質疑応答）が計画された。第1回宗教法講座は、昭和51年8月20日に浄土真宗本願寺派広島別院で、多数の聴衆を集めて開催された。その後、長崎、徳島、金沢、大分、鹿児島など全国各地で、ときには法学部が行う地方巡回無料法律相談の日程に前後して、あるいは本願寺や各地の教務所の要請にもとづいて、全国さまざまところで開催され、その後も継続して開催されてきた。このように宗教法講座が全国各地で多数の聴衆を集めて開催されたのは、宗教法講座の計画立案にたいする浄土真宗本願寺派の物心両面にわたる援助によるものであることはいうまでもないが、同時に会場の設定、寺院関係者への連絡周知などの面倒なことなどすべてを引き受けて処理してきた各地の教務所や寺院関係者の協力に負うところが多い。本願寺からは、福藤需寛教務課長の努力により、宗教法研究会にたいして、52年度に第1回の宗派助成金を受け、宗教法研究会がその活動を中止するころまでこの助成が継続している。

## 『宗教法講座』と『宗教法研究』の刊行

前記の宗派助成金などを基金にして、昭和52年6月に『宗教法講座』の刊行を始めた。発行所

は法律文化社であった。この『宗教法講座』は、真宗関係以外の宗派からも好評で、その研究会や研修会でも利用されたものである。創刊以後 61 年 7 月 30 日刊行の第 8 号まで出版されたが、その後残念ながら諸般の事情から、出版を中止した。

『宗教法講座』が寺院関係者の啓蒙的な出版物とするならば、他方『宗教法研究』は、純然たる学術論文集である。これも本願寺および科学研究助成金によって編集されてきたものである。

『宗教法研究』は、この論文集のために書きおろされた論文を主とすべきであったが、研究会会員の都合もあり、多くはその 1 年間に発表された研究会会員の論文を再度論文集としてまとめたものである。『宗教法研究』第 1 輯は降誕会を記念して昭和 54 年 5 月 21 日に発行され、その後、第 12 輯まで刊行される。第 11 輯（平成 4 年 3 月発行予定）までの編集は、研究会事務局をあくまでかかっていた安武敏生教授が担当するが、同 3 月 31 日をもって定年退職をするので、第 12 輯は、事務局を引き継いだ平野教授が担当する。

### 宗教法研究会と宗教法学会

最後に、龍谷大学宗教法研究会と宗教法学会設立との関係についてふれておきたい。宗教法研究会の活動が具体的になるにつれて、全国の宗教法関係の研究者から、宗教法学会設立の要望が聞かれるようになった。そこで昭和 52 年 10 月 21 日に谷口教授に安武教授と福藤教務課長が同伴して、法務省特別顧問室に小野清一郎特別顧問を訪ね、谷口教授から、宗教法学会設立についての趣旨を説明し、いろいろと指導を受け、ついで丸の内の事務所に川島武宜弁護士（東大法学部名誉教授）を訪ね、宗教法学会設立について相談をした。川島弁護士は、積極的に賛成され、続いて設立の準備のための日程などが検討された。その後、川島弁護士の指示にしたがって文部省文化庁宗務課を訪問し、宗教法学会設立の趣旨、日程などを説明し、協力を依頼した。そして第 1 回の設立準備会が 53 年 3 月 6 日に、谷口教授と川島弁護士を中心に、相沢久、阿南成一、石井良助、大宮荘策、久保正幡、熊本信夫、小林孝輔、宮川茂夫、安武敏夫、若原茂らの参加で開催された。場所は文部省の好意により、同省の特別会議室を利用した。

その後、会員となるべき研究者への連絡と設立趣旨賛同に 1 年以上を費やし、昭和 55 年 10 月 25 日、東京国立教育会館で、創立総会を開催するにいたった。創立総会での報告は、谷口知平会員の「住職と代表役員の地位」および石井良助会員の「江戸時代における神社および寺院の法人格について」であり、両報告ともに設立総会の学会報告として、また宗教法学会の今後の研究の出発点を示すにふさわしい内容であった。ちなみに初代理事長は、谷口知平会員であり、常務理事には川島武宜会員が就任した。創立総会時の宗教法学会会員は、個人会員が 89 名、個人の賛助会員が 10 名、団体の賛助会員が 14 団体であった。このように、本学の法学部は、宗教法という新しい学問領域で果たした役割は大きく、その後の宗教法学会の発展の基礎を作ったのである。

『龍谷大学三百五十年史』通史編・下巻・第 13 章（安武敏夫）、p.599-602、1998 年